

失語症のある方へ 意思疎通支援者を派遣します

失語症により、他の方とのコミュニケーションが困難な方に、買い物や通院など外出先での意思疎通の支援を行う「失語症者向け意思疎通支援者」を派遣します。



<利用できる人>

- 「音声・言語・そしゃく機能の障害」の3級（音声機能・言語機能又はそしゃく機能の喪失）又は4級（音声機能・言語機能又はそしゃく機能の著しい障害）
※医師の診断書・意見書において、失語症と診断されている場合又は、その他、知事が認める者

***派遣申請の前に利用登録が必要です。**

<派遣対象の活動>

- 奈良県内の障害者団体や公共機関、医療機関等が主催する行事、会合等
- 失語症者の日常生活上必要な外出に関する派遣
- その他、知事が特に必要と認める場合
ただし、次のような場合は、失語症者向け意思疎通支援者の派遣ができません。
(1) 営業活動等の経済的活動に係る場合
(2) 政治的、宗教的活動に係る場合
(3) 社会通念上、本事業を利用することが適切でない場合

***利用料：無料** ※ただし、派遣中に発生する費用（交通費、施設利用料等）については、意思疎通支援者に係る分を含め利用登録者の負担となります。
その他詳細は「派遣ガイド 奈良県版」を参照

○利用方法 ***詳細は「派遣利用ガイド 奈良県版」を参照ください。**

1. 事前の利用登録

「様式1：奈良県失語症者向け意思疎通支援者派遣利用登録申請書」に必要事項を記入し、お住まいの市町村（障害福祉担当課）へ提出してください。

2. 派遣の申込

希望日の14日前（派遣当日は含まない）までに、「様式3：失語症者向け意思疎通支援者派遣依頼書」に必要事項を記入し、市町村へ提出してください。

<問合せ先>

○奈良県福祉医療部障害福祉課 共生推進係

TEL: 0742-27-8922 FAX: 0742-22-1814

○一般社団法人奈良県言語聴覚士会

ホームページ: <http://nara-st.com> (一般社団法人奈良県言語聴覚士会)